

山梨県選挙管理委員会告示第二号

甲州市の区域において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、令和二年一月十五日から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のため署名を求めることができない。

令和二年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる